

(別 添)

食品衛生法に基づく添加物の表示等について（変更箇所）

厚生労働省通知（旧）	消費者庁通知（新）
<p>添加物の表示等については、昭和63年7月27日衛化第42号及び平成元年11月28日衛化第66号により通知するとともに、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）等の改正については、平成8年5月23日付衛食第135号により通知したところであるが、食品衛生法に基づく添加物の表示等に関する制度の概要及び運用上の留意事項を整理すると、下記のとおりであるので、貴管下関係者に周知徹底するとともに、その運用に遺憾のないようされたい。なお、本通知の施行に伴い、昭和63年7月27日衛化第42号の第4及び別紙1から別紙4まで、並びに平成元年11月28日衛化第66号の第4、別紙1及び別紙2は削除する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 制度の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア (略)</p> <p>イ 添加物及びその製剤については、規格基準の有無に係わらず、名称、消費期限又は品質保持期限、製造所所在地、製造者氏名及び「食品添加物」の文字等の表示を要するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>2 運用上の留意事項 (略)</p>	<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第113号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第372号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところである。</p> <p>これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（平成8年5月23日付け衛化第56号厚生省生活衛生局長通知）（以下「旧通知」という。）を別添のとおり変更し、新たに通知を発出するものである。</p> <p>なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 制度の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア (略)</p> <p>イ 添加物及びその製剤については、規格基準の有無に係わらず、名称、消費期限又は賞味期限、製造所所在地、製造者氏名及び「食品添加物」の文字等の表示を要するものであること。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>2 運用上の留意事項 (略)</p>

厚生労働省通知（旧）

別紙 1

簡略名一覧表

物質名	簡略名
(略) 亜硫酸ナトリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸Na, <u>亜硫酸ソーダ</u>
(略) L-グルタミン酸	(略) グルタミン酸
L-グルタミン酸カリウム	グルタミン酸カリウム, グルタミン酸K
(略) ケイ酸カルシウム	(略) ケイ酸Ca
コハク酸一ナトリウム	コハク酸ナトリウム, コハク酸Na
(略) 二酸化ケイ素	(略) 酸化ケイ素（微粒二酸化ケイ素を用いる場合は、「微粒酸化ケイ素」、「微粒シリカゲル」という簡略名を用いることができる。）
(略) ピロリン酸四カリウム	(略) <u>ピロリン酸カリウム</u> , <u>ピロリン酸K</u>
(略) ピロリン酸四ナトリウム	(略) <u>ピロリン酸ナトリウム</u> , <u>ピロリン酸Na</u>
(略) フマル酸一ナトリウム	(略) <u>フマル酸ナトリウム</u> , <u>フマル酸Na</u>
(略)	(略)

消費者庁通知（新）

別紙 1

簡略名一覧表

物質名	簡略名
(略) 亜硫酸ナトリウム	(略) 亜硫酸塩, 亜硫酸Na
(略) L-グルタミン酸	(略) グルタミン酸
<u>L-グルタミン酸アンモニウム</u>	<u>グルタミン酸アンモニウム</u>
L-グルタミン酸カリウム	グルタミン酸カリウム, グルタミン酸K
(略) ケイ酸カルシウム	(略) ケイ酸Ca
<u>ケイ酸マグネシウム</u>	<u>ケイ酸Mg</u>
コハク酸一ナトリウム	コハク酸ナトリウム, コハク酸Na
(略) 二酸化ケイ素	(略) 酸化ケイ素（微粒二酸化ケイ素を用いる場合は、「 <u>微粒二酸化ケイ素</u> 」と表示するほか、「 <u>微粒酸化ケイ素</u> 」、「 <u>微粒シリカゲル</u> 」という簡略名を用いることができる。）
(略) ピロリン酸四カリウム	(略) ピロリン酸K
(略) ピロリン酸四ナトリウム	(略) ピロリン酸Na
(略) フマル酸一ナトリウム	(略) フマル酸Na
(略)	(略)

厚生労働省通知（旧）

別紙 2

同種の機能の添加物を併用した場合における簡略名の例

1 同種の添加物の酸及び塩を併用した場合

併用する物質名	簡略名
安息香酸及び安息香酸ナトリウム	安息香酸 (Na)
クエン酸及びクエン酸ナトリウム	クエン酸 (Na)
ソルビン酸、ソルビン酸カリウム及びソルビン酸カルシウム	ソルビン酸 (K, Ca)
乳酸、乳酸ナトリウム及び乳酸カルシウム	乳酸 (Na, Ca)
水酢酸及び酢酸ナトリウム	酢酸 (Na)
リン酸及びリン酸三ナトリウム	リン酸 (Na)

2 同種の添加物の塩を併用した場合

併用する物質名	簡略名
DL-酒石酸水素カリウム及びDL-酒石酸ナトリウム	酒石酸塩 (K, Na)
ステアリン酸カルシウム及びステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸 (Ca, Mg)
ステアロイル乳酸カルシウム及びステアロイル乳酸ナトリウム	ステアロイル乳酸 (Ca, Na)
炭酸ナトリウム及び炭酸マグネシウム	炭酸塩 (Na, Mg)
ピロリン酸二水素カルシウム及びピロリン酸四ナトリウム	リン酸塩 (Ca, Na)
ポリリン酸カリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (K)
ピロリン酸四ナトリウム及びポリリン酸ナトリウム	リン酸塩 (Na)
ピロリン酸四ナトリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (Na, K)
フェロシアン化カリウム及びフェロシアン化ナトリウム	フェロシアン化物 (K, Na)

消費者庁通知（新）

別紙 2

同種の機能の添加物を併用した場合における簡略名の例

1 同種の添加物の酸及び塩を併用した場合

併用する物質名	簡略名
安息香酸及び安息香酸ナトリウム	安息香酸 (Na)
クエン酸及びクエン酸ナトリウム	クエン酸 (Na)
ソルビン酸、ソルビン酸カリウム及びソルビン酸カルシウム	ソルビン酸 (K, Ca)
乳酸、乳酸ナトリウム及び乳酸カルシウム	乳酸 (Na, Ca)
水酢酸及び酢酸ナトリウム	酢酸 (Na)
リン酸及びリン酸三ナトリウム	リン酸 (Na)

2 同種の添加物の塩を併用した場合

併用する物質名	簡略名
ケイ酸カルシウム及びケイ酸マグネシウム	ケイ酸 (Ca, Mg)
DL-酒石酸水素カリウム及びDL-酒石酸ナトリウム	酒石酸塩 (K, Na)
ステアリン酸カルシウム及びステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸 (Ca, Mg)
ステアロイル乳酸カルシウム及びステアロイル乳酸ナトリウム	ステアロイル乳酸 (Ca, Na)
炭酸ナトリウム及び炭酸マグネシウム	炭酸塩 (Na, Mg)
ピロリン酸二水素カルシウム及びピロリン酸四ナトリウム	リン酸塩 (Ca, Na)
ポリリン酸カリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (K)
ピロリン酸四ナトリウム及びポリリン酸ナトリウム	リン酸塩 (Na)
ピロリン酸四ナトリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (Na, K)
フェロシアン化カリウム及びフェロシアン化ナトリウム	フェロシアン化物 (K, Na)

厚生労働省通知（旧）

別紙 4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1～6 （略）

7 香料

(1)、(2) （略）

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

(略)

イソブタノール

イソプロパノール

インドール及びその誘導体

(略)

2-エチルピラジン

2-エチル-3-メチルピラジン

エーテル類

(略)

1, 8-シネオール

脂肪酸類

(略)

8、9 （略）

10 調味料

(1)、(2) （略）

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合。

① アミノ酸

(略)

グリシン

L-グルタミン酸

L-グルタミン酸ナトリウム

(略)

②～④ （略）

11 豆腐用凝固剤

(1) 定義 大豆から調整した豆乳を豆腐様に凝固させる際に用いられる添加物及びその製剤。

(2)、(3) （略）

12～14 （略）

消費者庁通知（新）

別紙 4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1～6 （略）

7 香料

(1)、(2) （略）

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

(略)

イソブタノール

イソプロパノール

イソペンチルアミン

インドール及びその誘導体

(略)

2-エチルピラジン

2-エチル-3-メチルピラジン

2-エチル-5-メチルピラジン

エーテル類

(略)

1, 8-シネオール

脂肪酸類

(略)

8、9 （略）

10 調味料

(1)、(2) （略）

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合。

① アミノ酸

(略)

グリシン

L-グルタミン酸

L-グルタミン酸アンモニウム

L-グルタミン酸ナトリウム

(略)

②～④ （略）

11 豆腐用凝固剤

(1) 定義 大豆から調整した豆乳を豆腐様に凝固させる際に用いられる添加物及びその製剤。

(2)、(3) （略）

12～14 （略）

厚生労働省通知（旧）

別紙 5

栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲

- (1) (略)
- (2) ミネラル類 (32品目)
- (3) アミノ酸類 (21品目)
- (略)

消費者庁通知（新）

別紙 5

栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲

- (1) (略)
- (2) ミネラル類 (30品目)
- (3) アミノ酸類 (24品目)
- (略)